

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和5年4月1日以降適用)
(第2評定者)

別紙-2①

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)
2. 施工状況	I. 施工管理	a, b, c, d, e 判定	1. 施工計画書に、所定の項目が記載されていた。
			2. 社内検査員の資格(身分及び経歴)が適正であった。かつ、社内検査員に関する資料が書面で提出されていた。
			3. 社内検査は、出来高、品質及び写真管理等工事全般にわたり適切に実施していた。
			4. 工事材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されていた。
			5. 製品見本又は工事記録写真等工事の関係書類及び資料が良く整理されていた。
			6. 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられた。
			7. 建設廃棄物の処理及びリサイクルへの取り組みが適切になされていた。
			8. 建設業退職金共済証紙の配布を受払い簿により適切に管理(又はその他の共済加入状況を把握)していた。
			9. 現場のイメージアップに取り組んでいた。
			10. その他[理由]
			11. その他[理由]
			12. その他[理由]
<p>該当項目が90%程度以上 a(施工管理が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(施工管理がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%~30%程度 d(施工管理がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(施工管理が不備である)</p> <p>※評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価以下とする。</p>			<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和5年4月1日以降適用)
(第2評定者)

別紙-2②

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)
2. 施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d, e 判定	1. 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
			2. 資材・施工機械の搬入等において計画的な取り組みがなされ、工期内完成に寄与した。
			3. 作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。 ※週休2日確保モデル工事(発注者指定型)において、4週8休以上の休日を確保できなかった場合も×
			4. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われた。
			5. 地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地域住民への配慮がなされた。
			6. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。
			7. 施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。
			8. 地元調整を積極的に行い、工期内完成に寄与した。
			9. その他[理由]
			10. その他[理由]
			11. その他[理由]
	III. 安全対策	a, b, c, d, e 判定	1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められた。
			2. 緊急時連絡表を作成して現場事務所等の見やすい場所に標示していた。
			3. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいた。
			4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。
			5. 各種安全パトロール(社内安全パトロールを含む)で指摘がなかった。または指摘を受けた事項について速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告していた。
			6. 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮していた。
			7. 災害防止(工事安全)協議会等を設置して1回/月以上活動し、記録が整備されていた。
			8. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。
			9. 長期にわたる休み期間中の安全管理体制が十分にとられていた。
			10. その他[理由]
			11. その他[理由]
12. その他[理由]			

該当項目が90%程度以上
a(工程管理が優れている)
該当項目が80%～90%程度
b(工程管理がやや優れている)
該当項目が60%～80%程度
c(他の事項に該当しない)
該当項目が30%～60%程度
d(工程管理がやや不備である)
該当項目が30%程度未満
e(工程管理が不備である)
※評価対象項目数が2項目以下の場合
は
c 評価以下とする。

該当項目が90%程度以上
a(安全対策が優れている)
該当項目が80%～90%程度
b(安全対策がやや優れている)
該当項目が60%～80%程度
c(他の事項に該当しない)
該当項目が30%～60%程度
d(安全対策がやや不備である)
該当項目が30%程度未満
e(安全対策が不備である)
※評価対象項目数が2項目以下の場合
は
c 評価以下とする。

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2③

審査項目	細別	対応事項一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>○ 構造物の特殊性への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば2点の加点とする</p> <p>1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事。</p> <p>2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p>3. その他(理由:)</p>	<p>該当ある場合はブルダウリストから選択</p> <p>該当ある場合はブルダウリストから選択</p> <p>該当ある場合はブルダウリストから選択</p> <p>(1.について) <input type="checkbox"/>切土の土工量:20万m³以上 <input type="checkbox"/>盛土の土工量:15万m³以上 <input type="checkbox"/>護岸・築堤高(堤内地盤高から計画堤防高の差)の平均高さ:10m以上 <input type="checkbox"/>トンネル(φ=φ)の直径:8m以上 <input type="checkbox"/>ダム用水門の設計水深:25m以上 <input type="checkbox"/>橋脚・橋管の内空断面積:15m²以上 <input type="checkbox"/>揚排水機場の吐出管径:2000mm以上 <input type="checkbox"/>堰、水門の最大径間長:25m以上又は径間数3径間以上又は50m²/門以上 <input type="checkbox"/>トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上 <input type="checkbox"/>トンネル(ATM)の内空平均面積:85m²以上 <input type="checkbox"/>トンネル(沈理工法)の内空平均面積:300m²以上 <input type="checkbox"/>海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤の水深:10m以上 <input type="checkbox"/>地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上 <input type="checkbox"/>浚渫工の浚渫土量:100万m³以上 <input type="checkbox"/>流路工の計画高水流量:500m³/s以上 <input type="checkbox"/>砂防ダムの堤高:15m以上 <input type="checkbox"/>ダムの堤高:150m以上 <input type="checkbox"/>転流トンネルの落下能力:400m³/s以上 <input type="checkbox"/>橋梁下部工の高さ:30m以上 <input type="checkbox"/>橋梁上部工の最大支間長:100m以上</p> <p>(2.について) <input type="checkbox"/>砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 <input type="checkbox"/>鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河内道の流水部における橋脚の撤去工事 <input type="checkbox"/>供用中の道路トンネルの拡幅工事</p> <p>(3.について) <input type="checkbox"/>その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 <input type="checkbox"/>その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 <input type="checkbox"/>地山強度が低い又は土壌が弱いため、FEM解析などによる検討が必要な工事</p>
<p>※1. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する。</p> <p>※2. 「創意工夫」で評価したものととの二重評価は行わない。</p>		<p>○ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする</p> <p>4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p>5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p>6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p>7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p>8. 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事</p> <p>9. 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p>10. その他(理由:)</p>	<p>該当ある場合はブルダウリストから選択</p> <p>(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事</p> <p>(5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事</p> <p>(6.について) ・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事</p> <p>(7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事</p> <p>(8.について) ・維持管理工事等の、事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事</p> <p>(9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。</p> <p>(10.について) ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件、資材調達等への対応が特に必要な工事</p>
	評価点	<p>○ 厳しい自然・地盤条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする</p> <p>11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p>12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p>13. 被災箇所への措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p>14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p>15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事</p> <p>16. その他(理由:)</p>	<p>点</p> <p>・ 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・ 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事</p> <p>(12.について) ・ 海域及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事</p> <p>(13.について) ・ 被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事</p> <p>(14.について) ・ 国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重な動植物への配慮のため、工種や施工方法に制約を受けた工事。</p> <p>(15.について) ・ 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事</p> <p>(16.について) ・ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</p>
		<p>・ 加点は+10点~0点の範囲とする。</p> <p>・ 総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。</p>	

(新)工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

(令和5年4月1日以降適用)
(第2評定者)

別紙-2⑦

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)		
7.社会性等	I. 地域への貢献等	a, b, c		1. 地域の河川、海岸、湖沼等の環境保全を具体的に実施した。	
				2. 地域が主催するイベントへ積極的に参加又は支援し、地域とのコミュニケーションを図った。	
		判定		3. 地域のゴミ拾い、道路清掃等ボランティア活動を行って地域社会に貢献した。	該当項目が90%程度以上 a(地域への貢献等が優れている) 該当項目が80%～90%程度 b(地域への貢献等がやや優れている) 該当項目が80%程度未満 c(他の事項に該当しない) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 は c 評価とする。
				4. 地域の動植物の保護に具体的に取り組んだ。	
				5. 地域での災害発生時等において、地域への援助・救援活動に取り組んだ。	
				6. 定期的に応報紙の配布や現場見学会の開催等を実施した。	
				7. 学生等に対する教育活動又は発注者側における技術研修等に対応した。	
				8. その他[理由]	
				9. その他[理由]	
				10. その他[理由]	

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

(新) 工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2⑧

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表(該当ある項目の「該当」を選択)																																											
8.法令遵守等	<p>1. 工事の施工にあたり、当該工事の関係者が下記適応事例[表-1]に該当したことによる下表[表-2]の措置があった場合に適用する。 ※1.「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ※2.「当該工事の関係者」とは、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人の他、上記※1を履行するために下請契約、その履行をするために従事する者を含む。</p> <p>2. 工事成績評定点の通知後に当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、福島県請負工事成績評定要綱第8条に基づき評定の修正を行うこと。修正を行う期間は、工事完成検査日から2年間とする。</p> <p>3. 適応事例と措置 [表-1] 適応事例</p> <table border="1" data-bbox="488 408 1917 986"> <tr><td>1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。</td></tr> <tr><td>2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。</td></tr> <tr><td>3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。</td></tr> <tr><td>6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</td></tr> <tr><td>7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</td></tr> <tr><td>8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr> <tr><td>9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。</td></tr> <tr><td>10. 低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。</td></tr> <tr><td>11. 総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)</td></tr> <tr><td>12. 施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。</td></tr> <tr><td>13. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等</td></tr> <tr><td>14. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。 あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</td></tr> <tr><td>15. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</td></tr> <tr><td>16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。(CCUS義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合も含む)</td></tr> <tr><td>17. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。</td></tr> <tr><td>18. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。</td></tr> <tr><td>19. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。</td></tr> <tr><td>20. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</td></tr> <tr><td>21. その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。</td></tr> </table> <p>【内容: 】</p> <p>[表-2] 措置</p> <table border="1" data-bbox="488 1023 1182 1302"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>措置点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える</td><td>-20点</td></tr> <tr><td>2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下</td><td>-15点</td></tr> <tr><td>3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下</td><td>-13点</td></tr> <tr><td>4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下</td><td>-10点</td></tr> <tr><td>5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下</td><td>-8点</td></tr> <tr><td>6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下</td><td>-5点</td></tr> <tr><td>7. 入札参加資格制限措置による文書注意</td><td>-3点</td></tr> <tr><td>8. 契約権者からの修補命令又は文書注意</td><td>-3点</td></tr> <tr><td>9. その他[理由:CCUS活用工事実施要領に定められている基準を達成することが出来なかった。]</td><td>-1点</td></tr> <tr><td>10. 該当項目なし</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。</p>	1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。	2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。	3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。	4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。	6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。	7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。	8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。	10. 低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。	11. 総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)	12. 施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。	13. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等	14. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。 あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。	15. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。	16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。(CCUS義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合も含む)	17. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。	18. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。	19. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。	20. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。	21. その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。	措置内容	措置点数	1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える	-20点	2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下	-15点	3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下	-13点	4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下	-10点	5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下	-8点	6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下	-5点	7. 入札参加資格制限措置による文書注意	-3点	8. 契約権者からの修補命令又は文書注意	-3点	9. その他[理由:CCUS活用工事実施要領に定められている基準を達成することが出来なかった。]	-1点	10. 該当項目なし	
1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。																																												
2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。																																												
3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																																												
4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																																												
5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。																																												
6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																																												
7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																																												
8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																																												
9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。																																												
10. 低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。																																												
11. 総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)																																												
12. 施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。																																												
13. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等																																												
14. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。 あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。																																												
15. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。																																												
16. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。(CCUS義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合も含む)																																												
17. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。																																												
18. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。																																												
19. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。																																												
20. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																																												
21. その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。																																												
措置内容	措置点数																																											
1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える	-20点																																											
2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下	-15点																																											
3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下	-13点																																											
4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下	-10点																																											
5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下	-8点																																											
6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下	-5点																																											
7. 入札参加資格制限措置による文書注意	-3点																																											
8. 契約権者からの修補命令又は文書注意	-3点																																											
9. その他[理由:CCUS活用工事実施要領に定められている基準を達成することが出来なかった。]	-1点																																											
10. 該当項目なし																																												

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2②-1

営繕用(建築・電気・機械)

(第2評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)	
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	a, b, c, d, e 判定		1. 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
				2. 資材・施工機械の搬入等において計画的な取り組みがなされ、工期内完成に寄与した。
				3. 作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。 ※週休2日促進工事(発注者指定型)において、4週8休以上の休日を確保できなかった場合も×
				4. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われた。
				5. 地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地域住民への配慮がなされた。
				6. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。
				7. 施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。
				8. 地元調整を積極的に行い、工期内完成に寄与した。
				9. その他[理由]
				10. その他[理由]
				11. その他[理由]
	Ⅲ. 安全対策	a, b, c, d, e 判定		1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められた。
				2. 緊急時連絡表を作成して現場事務所等の見やすい場所に標示していた。
				3. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいた。
				4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。
				5. 各種安全パトロール(社内安全パトロールを含む)で指摘がなかった。または指摘を受けた事項について速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告していた。
				6. 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮していた。
				7. 災害防止(工事安全)協議会等を設置して1回/月以上活動し、記録が整備されていた。
				8. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。
				9. 長期にわたる休み期間中の安全管理体制が十分にとられていた。
				10. その他[理由]
				11. その他[理由]
	12. その他[理由]			

該当項目が90%程度以上
a(工程管理が優れている)
該当項目が80%~90%程度
b(工程管理がやや優れている)
該当項目が60%~80%程度
c(他の事項に該当しない)
該当項目が30%~60%程度
d(工程管理がやや不備である)
該当項目が30%程度未満
e(工程管理が不備である)
※評価対象項目数が2項目以下の場合
は
c 評価以下とする。

該当項目が90%程度以上
a(安全対策が優れている)
該当項目が80%~90%程度
b(安全対策がやや優れている)
該当項目が60%~80%程度
c(他の事項に該当しない)
該当項目が30%~60%程度
d(安全対策がやや不備である)
該当項目が30%程度未満
e(安全対策が不備である)

※評価対象項目数が2項目以下の場合
は
c 評価以下とする。

(新) 工事成績採点の考查項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2④

営繕用(建築)

(第2評定者)

考查項目	細別	対応事項一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例(該当する項目の「・」に○印を記入)	
4.工事特性	I. 施工条件等への対応	○構造物固有の難しさへの対応、技術固有の難しさへの対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば2点の加点とする		
		1. 対象構造物の形状の複雑さ	【事例: 構造物固有な施工難度と対応工法等】 ・ 隣接した建築物で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。 ・ 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。 ・ 特殊構造物等における工事で、特許工法等技術的に検討が必要な工事。 ・ その他、特殊な工法及び材料等を用いた工事。 ・ VE提案された工法等が高度な技術として評価できる場合。 ・ 歴史的建造物で施工に熟練が求められ、かつ、高度な技術として評価できる場合。	
		2. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事		
		3. 構造及び工法の特殊性		
		4. 新工法及び新材料の適用		
	5. その他(理由:)			
	※1. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、厳しい自然・地盤条件、厳しい周辺環境等・社会条件等)に対して適切に対応したことを評価する。 ※2. 「創意工夫」で評価したものとの二重評価は行わない。	I. 施工条件等への対応	○厳しい自然・地盤条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする	
			6. 湧水の発生、地下水の影響(掘削時)	【事例: 自然及び地盤条件への対応工事等】 ・ 地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。 ・ 軟弱地盤のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。 ・ 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に施工した工事。 ・ イヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 ・ 試掘したにもかかわらず、歴史的埋蔵文化財の発掘調査が必要となった工事。 ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。
			7. 軟弱地盤、支持地盤の状況	
			8. 地盤条件等及び作業スペース等の制約	
			9. 雨・雪・風・気温等の影響	
10. 地すべり等の地質条件、動植物等、歴史的埋蔵文化財に対する配慮等				
11. その他(理由:)				
○厳しい周辺環境等、社会条件への対応、施工現場、改修工事での対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする				
12. 地中埋設物等の地中内の作業障害物	【事例: 周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】 ・ ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。 ・ 支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。 ・ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。 ・ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。 ・ 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。 ・ 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。 ・ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。 ・ 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。 ・ 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(10m以下)での工事。 ・ 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。 ・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。 ・ 既存施設を使用しながら行う改修工事 【その他】 ・ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。			
13. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線、建築物等の近接物				
14. 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約				
15. 現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業				
16. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等				
17. 災害等での臨機の処置				
18. 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案(VEを含む)と対応等				
19. 利用並行改修での対応				
20. 既存部分との調整等				
21. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 その他(理由:)				
評価点	点			
		・加点は+10点~0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。		

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2⑤

営繕用(電気通信)

(第2評定者)

審査項目	細別	対応事項一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例(該当する項目の「・」に○印を記入)
4.工事特性	I. 施工条件等への対応	○技術固有の難しさへの対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば2点の加点とする	
		1.技術固有の難度が高い	【施工難度】下記の該当する項目が、工事特性で評価できる場合 ・実績の少ない設備を含む工事 ・特殊なシステムや設備を含む工事 ・歴史埋蔵文化財の保存施設等特殊施設
※1. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(特殊な技術、厳しい施工条件等)に対して適切に対応したことを評価する。 ※2. 「創意工夫」で評価したものの二重評価は行わない。		○厳しい施工条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする	
		3.厳しい施工条件がある	【施工条件への対応】下記の該当する項目が、工事の相当部分を占める工事 ・厳しい時間的制約のある工事 ・工事施工にあたり各種の制約があり工程的にも特に厳しく、制限を受けた工事 ・施工場所が狭くなる工事 ・他工事との著しい錯そう(他工事の制約を受け、機械、人員等の増強を行った等) ・供用中の路上工事又はこれを含む工事で交通規制が必要な工事 ・自然条件や地形等による影響を著しく受ける工事
		○施工での対応、改修工事での対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする	
		5.高度な技術を発揮した	【高度技術の発揮】施工にあたり下記の高度な技術を発揮した。 ・施工条件の変化に対応した施工上の自発的提案と対応等 ・困難な施工条件下で臨機の対応により事故等を未然に防いだ ・周辺住民等からの苦情や要望に対して配慮した ・現場環境の美化や労働環境改善への取り組みがあった ・既存施設を使用しながら行う改修工事
		6.災害防止等での臨機の処置	【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術
		7.利用並行改修での対応等	
		8.既存部分との調整等	
		9.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項 その他(理由:)	
評価点	点		
・加点は+10点~0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点点評価の対象となる。			

(新) 工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2⑥

営繕用(機械)

(第2評定者)

審査項目	細別	対応事項一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例(該当する項目の「・」に○印を記入)
4.工事特性	I. 施工条件等への対応	○技術固有の難しさへの対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば2点の加点とする	
		1.技術固有の難度が高い	【施工難度】下記の該当する項目が、工事特性で評価できる場合 ・実績の少ない設備を含む工事 ・特殊なシステムや設備を含む工事 ・歴史埋蔵文化財の保存施設等特殊施設
	2.その他(理由:)		
※1. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(特殊な技術、厳しい施工条件等)に対して適切に対応したことを評価する。 ※2. 「創意工夫」で評価したものと二重評価は行わない。 ※3. 土木に係る機械の評価にも適用する。		○厳しい施工条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする	
	3.厳しい施工条件がある	【施工条件への対応】下記の該当する項目が、工事の相当部分を占める工事 ・厳しい時間的制約のある工事 ・工事施工にあたり各種の制約があり工程的にも特に厳しく、制限を受けた工事 ・施工場所が狭くなる工事 ・他工事との著しい錯そう(他工事の制約を受け、機械、人員等の増強を行った等) ・供用中の路上工事又はこれを含む工事で交通規制が必要な工事 ・自然条件や地形等による影響を著しく受ける工事	
4.その他(理由:)			
		○施工での対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする	
		5.高度な技術を発揮した	【高度技術の発揮】施工にあたり下記の高度な技術を発揮した。 ・施工条件の変化に対応した施工上の自発的提案と対応等 ・困難な施工条件下で臨機に対応により事故等を未然に防いだ ・周辺住民等からの苦情や要望に対して配慮した ・現場環境の美化や労働環境改善への取り組みがあった ・既存施設を使用しながら行う改修工事 【その他】 ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術
	6.災害防止等での臨機の処置		
	7.利用並行改修での対応等		
	8.既存部分との調整等		
	9.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 その他(理由:)		
	評価点	点	・加点は+10点~0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点点評価の対象となる。

工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2②

(第2評定者)

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)			
2. 施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d, e 判定		1. 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	該当項目が90%程度以上 a(工程管理が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(工程管理がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(工程管理がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(工程管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価以下とする。	
				2. 資材・施工機械の搬入等において計画的な取り組みがなされ、工期内完成に寄与した。		
				3. 作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。 ※週休2日確保モデル工事(発注者指定型)において、4週8休以上の休日を確保できなかった場合も×		
				4. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われた。		
				5. 地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地域住民への配慮がなされた。		
				6. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。		
				7. 施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。		
				8. 地元調整を積極的に行い、工期内完成に寄与した。		
				9. その他[理由]		
				10. その他[理由]		
				11. その他[理由]		
	III. 安全対策	a, b, c, d, e 判定		1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められた。	該当項目が90%程度以上 a(安全対策が優れている) 該当項目が80%~90%程度 b(安全対策がやや優れている) 該当項目が60%~80%程度 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%~60%程度 d(安全対策がやや不備である) 該当項目が30%程度未満 e(安全対策が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価以下とする。	
				2. 緊急時連絡表を作成して現場事務所等の見やすい場所に標示していた。		
				3. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいた。		
				4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。		
				5. 各種安全パトロール(社内安全パトロールを含む。)で指摘がなかった。または指摘を受けた事項について速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告していた。		
				6. 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮していた。		
				7. 災害防止(工事安全)協議会等を設置して1回/月以上活動し、記録が整備されていた。		
				8. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。		
				9. 長期にわたる休み期間中の安全管理体制が十分にとられていた。		
				10. その他[理由]		
				11. その他[理由]		
				12. その他[理由]		

工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2③-1

(第2評定者)

考査項目	細別	技術力キーワード一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4.工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>○構造物の特殊性への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば2点の加点とする。</p> <p>1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p>2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p>3. その他(理由:)</p>	<p>該当ある場合はブルダウリストから選択</p> <p>該当ある場合はブルダウリストから選択</p> <p>該当ある場合はブルダウリストから選択</p> <p>(1.について) □切土の土工量:5万m³以上(林道の場合1万m³以上) □盛土の土工量:5万m³以上(林道の場合1万m³以上) □推進工(羽口、泥水加圧)の管径:1000mm以上 □用排水機場の流量:10m³以上 □頭首工の径間数:3径間以上 □ゲート工の扉体総面積:25m²以上 □パイプラインの管径:1000mm以上 □水路トンネル工の内空高:設定なし □トンネル(NATM)の内空平均面積:25m²以上 □地滑り防止工:幅50m以上または法長80m以上 □橋梁下部工の高さ:15m以上 □橋梁上部工の最大支間長:60m以上 □流路工の計画高流量:500m³以上 □は場整備工(整地工)の面積:20ha以上 □ダム工:ため池工の堤高:10m以上 □ため池工の堤長:50m以上 □治山ダムの堤高:10m以上 □山腹工の施工面積:0.5ha以上 (2.について) □現地調査の結果、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 □鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 □供用中の施設の改修工事等 (3.について) □その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 □その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 □地山強度が低い又は土披りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。</p>
<p>※1. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件)に対して適切に対応したことを評価する。</p> <p>※2. 「創意工夫」で評価したものと二重評価は行わない。</p>		<p>○都市部等の作業環境、社会条件等への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする。</p> <p>4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p>5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p>6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p>7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p>8. 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が必要な工事</p> <p>9. 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p>10. その他(理由:)</p> <p>○厳しい自然・地盤条件への対応 該当の対応事項が1つでも該当すれば4点の加点とする。</p> <p>11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p>12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p>13. 被災箇所への措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p>14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p>15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事</p> <p>16. その他(理由:)</p>	<p>(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整(富農や農業水利などの調整を含む。)や環境対策などの制約が特に多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事 (6.について) ・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事 (8.について) ・維持管理工事等の、事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事(点在工事、複数地区の工事など) (10.について) ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件、資材調達等への対応が特に必要な工事 (11.について) ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事 (12.について) ・海域及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 ・整地工やため池堤体盛土工等のため、設計書で計上する以上に降雨や降雪の影響で不稼働日が多く、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事 (13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 ・山地災害危険地区に指定された区域内における工事 (14.について) ・国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重な動植物への配慮のため、工種や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・農業水利施設等の補修改修工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 (16.について) ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</p>
	評価点	点	<p>記述評価 【高度技術のキーワードの概略】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述</p> <p>・加点は+10点~0点の範囲とする。 ・総合評価における技術提案または各種管理計画等が履行され、その実施内容が評価項目に該当する場合は、加点評価の対象となる。</p>

工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2⑧

(第2評定者)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表(該当ある項目の「該当」を選択)																																																																		
8.法令遵守等	<p>1. 工事の施工にあたり、当該工事の関係者が下記適応事例[表-1]に該当したことによる下表[表-2]の措置があった場合に適用する。 ※1.「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ※2.「当該工事の関係者」とは、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人の他、上記※1を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者を含む。</p> <p>2. 工事成績評定点の通知後に当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、福島県請負工事成績評定要綱第8条に基づき評定の修正を行うこと。修正を行う期間は、工事完成検査日から2年間とする。</p> <p>3. 適応事例と措置 [表-1] 適応事例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">1.</td><td>当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。</td></tr> <tr><td>2.</td><td>宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。</td></tr> <tr><td>3.</td><td>入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>4.</td><td>使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>5.</td><td>産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。</td></tr> <tr><td>6.</td><td>砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</td></tr> <tr><td>7.</td><td>受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</td></tr> <tr><td>8.</td><td>下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr> <tr><td>9.</td><td>入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。</td></tr> <tr><td>10.</td><td>低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。</td></tr> <tr><td>11.</td><td>総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)</td></tr> <tr><td>12.</td><td>施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。</td></tr> <tr><td>13.</td><td>建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等</td></tr> <tr><td>14.</td><td>福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</td></tr> <tr><td>15.</td><td>承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</td></tr> <tr><td>16.</td><td>施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。(CCUS義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合も含む)</td></tr> <tr><td>17.</td><td>現場代理人は、現場に常駐していなかった。</td></tr> <tr><td>18.</td><td>監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。</td></tr> <tr><td>19.</td><td>過失により工事を粗雑にしたと認められた。</td></tr> <tr><td>20.</td><td>安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</td></tr> <tr><td>21.</td><td>その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【内容: 】</td> </tr> </table> <p>[表-2] 措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20px;">措置内容</th> <th>措置点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える</td><td>-20点</td></tr> <tr><td>2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下</td><td>-15点</td></tr> <tr><td>3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下</td><td>-13点</td></tr> <tr><td>4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下</td><td>-10点</td></tr> <tr><td>5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下</td><td>-8点</td></tr> <tr><td>6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下</td><td>-5点</td></tr> <tr><td>7. 入札参加資格制限措置による文書注意</td><td>-3点</td></tr> <tr><td>8. 契約権者からの修補命令又は文書注意</td><td>-3点</td></tr> <tr><td>9. その他[理由:CCUS活用工事実施要領に定められている基準を達成することが出来なかった。]</td><td>-1点</td></tr> <tr><td>10. 該当項目なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>	1.	当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。	2.	宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。	3.	入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。	4.	使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	5.	産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。	6.	砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。	7.	受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。	8.	下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	9.	入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。	10.	低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。	11.	総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)	12.	施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。	13.	建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等	14.	福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。	15.	承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。	16.	施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。(CCUS義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合も含む)	17.	現場代理人は、現場に常駐していなかった。	18.	監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。	19.	過失により工事を粗雑にしたと認められた。	20.	安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。	21.	その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。	【内容: 】		措置内容	措置点数	1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える	-20点	2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下	-15点	3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下	-13点	4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下	-10点	5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下	-8点	6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下	-5点	7. 入札参加資格制限措置による文書注意	-3点	8. 契約権者からの修補命令又は文書注意	-3点	9. その他[理由:CCUS活用工事実施要領に定められている基準を達成することが出来なかった。]	-1点	10. 該当項目なし	
	1.	当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。																																																																	
2.	宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。																																																																		
3.	入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																																																																		
4.	使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																																																																		
5.	産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。																																																																		
6.	砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																																																																		
7.	受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																																																																		
8.	下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																																																																		
9.	入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の県への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。																																																																		
10.	低入札価格調査事務処理要領に定める、主任技術者又は監理技術者と同等以上の資格を有する者を2名配置しなかった。																																																																		
11.	総合評価方式(標準型または簡易型)において技術提案した内容や各種管理計画等が履行されなかった。(受注者の責によらない場合を除く)																																																																		
12.	施工体制事前提出方式における施工体制確認調査基準を満たさず、是正を求めたが指示に従わなかった。																																																																		
13.	建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等																																																																		
14.	福島県元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。																																																																		
15.	承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。																																																																		
16.	施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。(CCUS義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合も含む)																																																																		
17.	現場代理人は、現場に常駐していなかった。																																																																		
18.	監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。																																																																		
19.	過失により工事を粗雑にしたと認められた。																																																																		
20.	安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																																																																		
21.	その他、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。																																																																		
【内容: 】																																																																			
措置内容	措置点数																																																																		
1. 入札参加資格制限措置12ヶ月を超える	-20点																																																																		
2. 入札参加資格制限措置9ヶ月を超え12ヶ月以下	-15点																																																																		
3. 入札参加資格制限措置6ヶ月を超え9ヶ月以下	-13点																																																																		
4. 入札参加資格制限措置3ヶ月を超え6ヶ月以下	-10点																																																																		
5. 入札参加資格制限措置1ヶ月を超え3ヶ月以下	-8点																																																																		
6. 入札参加資格制限措置1ヶ月以下	-5点																																																																		
7. 入札参加資格制限措置による文書注意	-3点																																																																		
8. 契約権者からの修補命令又は文書注意	-3点																																																																		
9. その他[理由:CCUS活用工事実施要領に定められている基準を達成することが出来なかった。]	-1点																																																																		
10. 該当項目なし																																																																			
	※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。																																																																		